

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

◆地方厚生局へ届け出ている施設基準◆

・一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しており、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行います。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

・時間外対応加算

再診時に算定されます。病院に勤務する医師の負担を少しでも軽減するために、かかりつけ患者様からの問い合わせに対して診療時間外に対応できる体制がとられている診療所を評価する診療点数になります。時間外のクリニックの体制に関する加算であり、診療時間中に受診した場合にも算定されます。

・婦人科特定疾患

当院は子宮筋腫、子宮内膜症等による器質性月経困難症について継続的な治療管理を行う体制を整えております。また、患者様の状態に応じ、医師の判断のもとリフィル処方や28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。

有床診療所入院基本料・外来ベースアップ評価料Ⅰ・医師配置加算・在宅復帰機能強化加算・看護配置加算・夜間看護配置加算時間外対応加算・夜間緊急体制確保加算・3級地域加算・ハイリスク妊娠管理加算・電子的診療情報連携体制整備加算・HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）・乳腺炎重症化予防ケア指導料1・染色体検査の注2に規定する施設基準・胎児心エコー法・がん治療連携指導料・入院食事療養(Ⅱ)・酸素の購入単価・情報通信機器を用いた診療に係る基準

